

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第3125号)

令和6年10月8日

横情審答申第3125号

令和6年10月8日

横浜市人事委員会 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 松村 雅生

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和4年4月11日人任第19号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「令和3年度障害のある人を対象とした横浜市職員採用選考 事務C区分 特定受験番号の面接評定票 全3件」の個人情報一部開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市人事委員会が、「令和3年度障害のある人を対象とした横浜市職員採用選考 事務C区分 特定受験番号の面接評定票 全3件」を一部開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、横浜市人事委員会（以下「実施機関」という。）が令和3年12月10日付で行った「令和3年度障害のある人を対象とした横浜市職員採用選考 事務C区分 特定受験番号の面接評定票 全3件」（以下「本件保有個人情報」という。）の個人情報一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件保有個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「旧条例」という。）第22条第7号エに該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

面接委員に関する記載が明らかになると、面接委員に対し何らかの働きかけを行うことや、面接委員が受験者等からの批判や反発にさらされることが懸念される。その結果、面接委員の受験者に対する適切な評価を妨げることになり、公正・公平な採用選考の事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、同号エに該当し、非開示とした。

また、「総合評定」、「総合評定の説明」、「着眼点」、「着眼点ごとの評価」、「併願」、「メモ欄」及び「事務局記入欄」の内容が明らかになると、面接選考における評価項目や評価方法、面接委員が受験者のどのような能力及び特徴に着目して面接を行うかが具体的に明らかになることから、事前に受験者がそれらに対応した面接対策を行うことで、面接の目的である、受験者の本来の能力、適性及び資質等を面接委員が適切に評価することを妨げることになる。加えて、開示することにより、上記項目内容を把握したうえで選考対策を講じている受験者と把握していない受験者間の公平性が確保されなくなり、公正・公平な採用選考の事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、同号エに該当し、非開示とした。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 審査請求に係る処分を取り消し、対象文書の全部を開示するよう求める。
- (2) 職員採用における面接の基準評定項目等はあると思われる。それを仮に公にしたとしても実施機関の主張する「開示することにより、今後の公正・公平な採用選考の事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある」とは考えられない。
- (3) 通常、基準評定項目は、「印象・態度」、「意欲・行動力」のような抽象的なものであり、仮に公開しても受験者に具体的な対策を練られる憂慮はないと思われる、それらを補完する目的で主眼点、着眼点等を定めていると思われる。
- (4) 全部開示というより、抽象的な評価項目の公開を要求するものである。

5 審査会の判断

- (1) 答申に当たっての適用条例について

横浜市個人情報保護に関する条例（令和4年12月横浜市条例第38号。以下「新条例」という。）が令和5年4年1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、新条例附則第3項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。

- (2) 障害のある人を対象とした横浜市職員採用選考に係る事務について

人事委員会事務局調査任用部任用課では、職員の任用に関する規則（平成19年3月横浜市人事委員会規則第17号）第19条第1項第3号に基づき、障害のある人を対象とした横浜市職員採用選考を実施している。

当該選考では、第一次選考で教養、第二次選考で作文又は論文及び面接を科目として、選考を実施している。第一次選考の合否は、横浜市職員採用案内ウェブサイトに掲載する掲示、第一次選考の受験者に送付する第二次選考通知書又は結果通知書にて通知している。第二次選考の合否は同ウェブサイトに掲載する掲示及び第二次選考の受験者に対する結果通知書で通知している。

- (3) 本件保有個人情報について

本件保有個人情報は、令和3年度障害のある人を対象とした横浜市職員採用選考の事務C区分における特定受験番号の面接評定票全3件である。

当審査会は、実施機関が非開示とした部分を見分した上で、それぞれの旧条例第22条第7号エ該当性について判断する。

(4) 旧条例第22条第7号エ該当性について

ア 旧条例第22条第7号エの規定

旧条例第22条第7号では、保有個人情報を開示しないことができる場合として、「市の機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれ・・・があるもの・・・エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」と規定している。「人事管理に係る事務」とは、任用、分限・懲戒、服務等職員の身分取扱いに関する事項の管理に係る事務をいい、採用に係る事務も含まれると解される。

イ 面接委員に関する記載について

(ア) 面接評定票には面接委員の所属及び氏名等が記録されている。

これらを開示すると、面接評定票の作成者が判明し、面接委員に対して受験者に対する便宜を与える要求をしたり、面接委員に対する不適切な働きかけをしたりすることは否定できない。また、面接委員が、受験者等から批判、反発、苦情及び非難等を受けること等を懸念し、適切な人事評価に支障が出かねない。

(イ) したがって、面接委員に関する記載を開示することにより、公正・公平な採用選考の事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあり、本号エに該当する。

ウ 総合評定、総合評定の説明、着眼点、着眼点ごとの評価、併願、メモ欄及び事務局記入欄について

(ア) 総合評定、総合評定の説明、着眼点、着眼点ごとの評価及びメモ欄には、面接委員の審査請求人に対する評価、印象、率直な意見等が記録されている。

これらが開示されると、面接委員が、受験者等から批判、反発、苦情及び非難等を受けることを懸念し、率直かつ詳細な記載を避け、当たり障りのない記載をする事態が生じかねない。

また、総合評定、総合評定の説明、着眼点、着眼点ごとの評価、併願、メモ欄及び事務局記入欄が開示されると、面接選考における評価項目、評価方法並びに面接委員が着目する受験者の能力及び特徴等が明らかになり、それらを意識した受験者の面接対策等を行う事態を招きかねない。

そうすると、受験者の能力、適性及び資質等に関する的確な事実の検証、把握が困難となり、公正・公平な採用選考の機能が損なわれるおそれがある。

(イ) したがって、総合評定、総合評定の説明、着眼点、着眼点ごとの評価、併

願、メモ欄及び事務局記入欄を開示することにより、公正・公平な採用選考の事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあり、これらの情報は本号エに該当する。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件保有個人情報を旧条例第22条第7号エに該当するとして一部開示とした決定は、妥当である。

(第四部会)

委員 板垣勝彦、委員 飯島奈津子、委員 山本窓亜

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令和4年4月11日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令和6年8月13日 (第33回第四部会)	・審議
令和6年9月2日 (第34回第四部会)	・審議